



【実施場所】 ご家庭内

【対象年齢】 生後3ヶ月～

【サービス内容】 (乳幼児ママの利用例)  
産前産後の上の子の世話、お出かけのときの見守り保育など

【料 金】 1,063円～(1時間から/回)

【申込み・問い合わせ】(公社)東村山市シルバー人材センター ☎042-395-1851

※まずは電話にて必要な日にちと時間帯を伝えます。

→育児支援サービス提供可能なシルバー会員さんが見つければ、事前に会って調整します。



## その他の取り組み



子ども家庭支援センターでは、子どもショートステイ事業をおこなっています。

( 問い合わせ：子ども家庭支援センター☎042-390-2271 直通)。

また東村山市内では、その他のボランティア団体や生協なども、預かりサポートの取り組みをしています。産前産後のママたちへの家事サポートなどをおこなっているところもあります。

いきいきプラザ1Fの子育てパートナーこころたまご(P.26)や3Fの子育て情報交流コーナー、こころの森(P.6)では、各種の地域の育児支援関連情報が閲覧できますので、ぜひ見に行ってみてくださいね!!

私の病院へ一緒に連れて行ったら、子どもが泣いてしまって、落ち着いて診察してもらえなくていい顔をされなかったことがあったの。それがきっかけで、一時保育利用を決定しました。私のリフレッシュにもなるし、まわりに頼れる身内もないし……子どもの社会勉強にもなるかと思って。

1歳を過ぎた頃から、短期の仕事やボランティアを始めました。最初は一時保育を利用することに不安だったけれど、本人が保育園をとて気に入ったの。保育園のお友達とも楽しく遊んでいるようで、今は保育園からの連絡帳でその日の様子を知るのが楽しみよ。



©fumira



## 病児・病後児保育事業（森の病児保育室“たまほく”）



病児・病後児保育とは、お子さんが病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育事業です。東村山市では平成25年に「森の病児保育室“たまほく”」を開所しました。

【所在地】 東村山市青葉町 1-7-1 多摩北部医療センター敷地内

【対象】 東村山市内に在住の生後6ヶ月から小学3年生までで、病気やけがまたはその回復期にある状態で、入院加療の必要はないが、安静が必要なお子さん

具体的には…

骨折などのけがの治療中、風邪などの日頃かかる病気・みずぼうそう・おたふく風邪など、感染症の病中または病気後の回復期の保育が可能です。ただし、はしか・はやり目・結核感染の疑いなど感染力の強い疾病の場合や、医師が保育室の利用が困難と判断した場合は利用できません。

【開所日時】 月～金曜日（祝日・年末年始・同医療センターの休診日を除く）8:00～18:00

【利用定員】 1日4名まで（状況により、4名受け入れられない場合があります）

【利用料金】 1人につき、1日2,500円（4時間までの利用は1,500円）  
※施設の食事・おむつ等を利用する場合は、別途費用がかかります。

【利用方法】 利用には市（子ども育成課）への事前の登録が必要です。登録料はかかりません。

### ～ ご利用までの流れ ～

#### 1. 利用登録

必要な書類「利用登録申込書」「同意書」などを子ども育成課へ提出してください。  
（必要な書類は市のホームページからもダウンロードできます）  
受付時間は月曜から金曜（閉庁日は除く）の8:30から17:00までです。

#### 2. 利用登録完了

登録手続き後、「利用登録決定通知書」が発行されます。※手続きには数日かかります

#### 3. 利用予約の手続き

利用日前に予約の電話をしてください。

**森の病児保育室“たまほく” ☎042-306-3163**

予約は前日の18:00までに行ってください。  
利用定員に空きがある場合のみ、当日朝の受付（7:30から）も対応しています。

#### 4. 利用日当日

「申込書兼問診票」に必要事項を記入し、多摩北部医療センター救急外来を受診してください。受診開始は7:30からとなります。  
（必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます）  
受診後、医師より利用可能の判断が出ましたら、保育室にお子さんをお連れしてください。

【申込み・問い合わせ】 東村山市子ども育成課 ☎042-393-5111（代表）